

選 択 約 款

(ガス灯契約)

平成 29 年 4 月 1 日

広島ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. ガスメーターの不設置	2
7. 使用量の算定	2
8. 料 金	2
9. 延滞利息	3
10. 料金および延滞利息の支払方法	3
11. 単位料金の調整	3
12. 名義の変更	4
13. 契約の変更または解約	5
14. そ の 他	5
付 則	
1. 実施の期日	6
(別 表)	
1. 料金および消費税等相当額の算定方法	7
2. 料 金 表	8

1. 目 的

この選択約款は、ガス灯の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用および効率的な事業運営を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款（ガス灯契約）によるものとし、(3)および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し、3.6を乗じた値（小数点第3位以下切り捨て）をいいます。
- (3) 「契約1日当たり使用時間」とは契約で定める各月の1日当たりの平均使用時間とします（小数点第2位以下切り捨て）。
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約で定める月別使用量をいい、ガス灯の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値に、契約1日当たり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値とします（小数点以下切り捨て）。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「単位料金」とは、11に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

(8) 「工事約款」とは、当社がガス工事の契約条件等を定める約款をいいます。

4. 適用条件

次のすべての条件を満たす場合で、当社と協議がととのった場合にこの選択約款を適用します。

- (1) 道路・公園等にガス灯を設置する需要であること。
- (2) 1年以上、ガスを使用すること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、ガス灯1基を1需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し月別のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約容量
 - ② 契約1日当たり使用時間
 - ③ 契約月別使用量
 - ④ 契約年間使用量

6. ガスメーターの不設置

当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

7. 使用量の算定

当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものとみなします。

- ① 新たにガスの使用を開始した日
- ② 当社があらかじめ定めた日
- ③ 需給契約を解約した日
- ④ 一般ガス供給約款32に定めるガスの供給を停止した日
- ⑤ 一般ガス供給約款33に定めるガスの供給を再開した日

8. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金の基本料金、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

- (4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金とを一括して請求することとした場合の支払期限日は、(3)の規定にかかわらず一般ガス供給約款の規定によるものといたします。
- (5) お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、一般ガス供給約款 18(3)および 18(4)の規定に基づき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます。
- (6) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく 1 か月当たりの料金全額といたします。
- なお、お客さまより事前に申し出があった場合、従量料金は使用日数に応じて算定するものといたします。

9. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。
- 算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント
(1 円未満の端数切り捨て)
- (備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表 1 (5)のとおりといたします。
- (3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

10. 料金および延滞利息の支払方法

料金および延滞利息は、口座振替または払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

11. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (4)のとおりといたします。
- ① 45 メガジュール地区
 - イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

② 100.4652メガジュール地区

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.185円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.185円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

53,280円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格、ブタン平均価格およびトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

＝ トン当たりLNG平均価格×0.9622＋トン当たりブタン平均価格×0.0389＋トン当たりプロパン平均価格×0.0026

（備考）

トン当たりLNG平均価格、トン当たりブタン平均価格およびトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社・指定店等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

12. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に

関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

13. 契約の変更または解約

- (1) 一般ガス供給約款または関係法令が変更された場合には、当社は、契約期間中であっても契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 社会的および経済的変動がはなはだしく、契約の存続が不適当と認められる場合およびお客さまのガス使用計画に変更がある場合には、契約期間中であっても双方協議して契約を変更または解約することができるものいたします。
- (3) その他お客さまが次のいずれかに該当した場合は、契約期間中であっても、当社は、ただちに契約を解約できるものいたします。また、契約の解約時にお客さまが当社に対して負担すべき債務がある場合にはただちに弁済していただきます。
 - ① 破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続きの申し立てがなされたとき
 - ② 滞納処分による差押えもしくは保全差押えまたは保全処分がなされたとき
 - ③ 強制執行の申し立てがなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 営業の全部または重要な一部もしくは契約によるガスを使用する部分の譲渡の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振出し、引受けし、または裏書した手形・小切手が不渡りになる等支払いが停止状態に陥ったとき
 - ⑦ お客さままたはお客さまが法人である場合にはその代表者の所在が不明になったとき
 - ⑧ お客さまが、一般ガス供給約款に定める供給停止の事由となった状態を当社からの相当期間を定めた是正要求にもかかわらず期間内に是正しないとき
- (4) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。
- (5) お客さまが、ガス小売事業者の変更以外の事由によりこの契約を契約期間中に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。
- (6) お客さまが、ガス小売事業者の変更によりこの契約を解約しようとする場合は、原則変更後のガス小売事業者が当社にその旨を通知するものとします。その通知を受けて、当社はお客さまとのガス使用契約を解約する手続きを行います。

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款および工事約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に契約月別使用量を乗じて算定いたします。
- (3) (1)から(2)の定める算式に表すと下記のとおりです。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切り捨て)。
料金に含まれる消費税等相当額 \times 消費税率 \div (1 + 消費税率)

2. 料金表（消費税等相当額を含みます）

- (1) 基本料金（45メガジュール地区、100.4652メガジュール地区とも同じ）

区 分	基本料金
1 か月および1 需要場所につき	1,080.00 円

- (2) 基準単位料金

区 分		基準単位料金
45 メガジュール地区	1 立方メートルにつき	137.03 円
100.4652 メガジュール地区	1 立方メートルにつき	305.84 円

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。